

議案第 27 号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。